⑻　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第59条の２第１項第５号ロによる。

［⑼～㉕　略］

［２～６　略］

［第４～第６　略］

別紙様式第12号の２（第137条及び第143条関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名　　印

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第６　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

［第１・第２　略］

第３

年度（　年　月　日現在）の日本における保険業の貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑺　略］

⑻　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第59条の２第１項第５号ロによる。

［⑼～㉕　略］

［２～６　略］

［第４～第６　略］

別紙様式第14号（第210条の10関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　名　　印

⑻　貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第59条の２第１項第５号ロによる。

［⑼～㉕　同左］

［２～６　同左］

［第４～第６　同左］

別紙様式第12号の２（第137条及び第143条関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名　　印

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第６　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［第１・第２　同左］

第３

年度（　年　月　日現在）の日本における保険業の貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴～⑺　同左］

⑻　貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第59条の２第１項第５号ロによる。

［⑼～㉕　同左］

［２～６　同左］

［第４～第６　同左］

別紙様式第14号（第210条の10関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　名　　印